

○桜井宇陀広域連合議会の議員その他の特別職の職員で 非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

平成9年3月31日
条例第18号

改正 平成11年9月1日条例第4号 平成17年11月7日条例第3号
平成18年6月13日条例第2号 平成20年12月5日条例第1号
令和2年3月27日条例第3号 令和5年3月30日条例第3号
令和5年3月30日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条第4項及び第203条の2第5項の規定に基づき、桜井宇陀広域連合議会の議員その他の特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の議員報酬その他の報酬（以下「報酬」という。）及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 特別職の職員に報酬を支給する。

2 前項の規定により支給する報酬の額は、別表第1のとおりとする。

(費用弁償)

第3条 特別職の職員が公務のため出張したときは、その出張について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第2のとおりとする。

(支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償の支給方法については、一般職の職員の給与及び旅費支給の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年9月1日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月7日条例第3号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年6月13日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月5日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月27日条例第3号抄）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日条例第3号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

附 則（令和5年3月30日条例第5号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分		報酬年額	報酬日額
議 長		30,000円	—
副 議 長		20,000円	—
議 員		20,000円	—
選 挙 管 理 委 員		—	10,000円
監 査 委 員	議員から選出	8,000円	—
	識見を有する者	20,000円	—
公 平 委 員		—	10,000円
公務災害補償等認定委員会委員		—	10,000円
公務災害補償等審査会委員		—	10,000円
市 村 長 会 議 委 員		20,000円	—
介 護 認 定 審 査 会 委 員		—	13,000円
障害支援区分認定審査会委員		—	13,000円
情報公開・個人情報保護審査会委員		—	12,000円
議会個人情報保護審査会委員		—	12,000円

別表第2（第3条関係）

区 分	旅 費 の 額		
	車 賃 〔1キロメ ートルに つき〕	日 当 〔1日につ き〕	宿 泊 料 〔1夜につ き〕
議 会 議 員	37円	2,600円	13,000円

選 挙 管 理 委 員	37円	2,400円	12,000円
監 査 委 員			
公 平 委 員			
公務災害補償等認定委員会委員 及び公務災害補償等審査会委員			
介 護 認 定 審 査 会 委 員			
障害支援区分認定審査会委員			
情報公開・個人情報保護審査会委員			
議会個人情報保護審査会委員			